

各国政府、「OECD 国境を越えた取引に係る消費税ガイドライン」を支持

OECD

2014 年 4 月 18 日（於：東京）

世界 86 か国の政府は、国境を越えた取引に対して適用されるべき消費税の課税のあり方に係る、国際的に初めて合意された枠組みを支持することにより、税収の確保及び取引段階での税負担の回避に向け、大きな一歩を踏み出した。

およそ 100 の代表団から 250 名以上のハイレベルの代表者が、4 月 17 日～18 日に東京で開催された第 2 回 OECD 消費税グローバルフォーラムに参加し、国境を越えた取引に対する消費税の適用に関する新たなガイドラインを支持した。

このガイドラインは、国境を越えた取引に対する消費税の課税のあり方が、各国において一律でないことから生じる問題に対処しようとするものである。ガイドラインは、国境を越えた取引について、国内外の事業者の中立性や、BtoB（事業者間）取引に対するより一貫した課税を確保するための基準を示している。

「一連のガイドラインが支持されたことは、二重課税や軽課の縮減に向けた大きな一歩だ。ガイドラインは、取引を活性化させるとともに、税収増にも資するため、民間セクターにとっても、各国政府にとっても有用である。各国において今日からガイドラインが活用されることを推奨する。」OECD の玉木事務次長はグローバルフォーラムにおいて発言した。

消費税は、各国政府にとって主要な税源であるが、国境を越えた取引、特に役務の提供に関し、課税権を有する国を決定する規則が国によって異なる場合は、問題が生じる。すなわち、民間セクターの取引を阻害する二重課税や政府の税収減をもたらす軽課が生じることとなる。

ガイドラインは、第一に消費税における中立性の確保、第二に国境を越えた役務の BtoB（事業者間）取引に対する仕向地原則に基づく課税、という二つの主要な分野において基準を設定している。第一の点は、消費税が事業者ではなく消費者によって負担されることを明確にすることにより、生産活動に対する中立性や、国内外の事業者における国境を越えた取引に係る競争条件に対する中立性を確保しようとするものである。第二の点は、国境を越えた役務の BtoB

取引においては、役務の受領者が所在する国でのみ課税されることを担保しようとするものである。

OECD は、消費税グローバルフォーラムに世界各国から参加したすべての代表者ととも、国境を越えた BtoC（対消費者）取引、すなわち急速に発展しているオンライン取引に関する分野に係るガイドラインへと拡大するべく検討を続けている。

今回の消費税グローバルフォーラムにおいては、消費税が、所得等の異なる層に与える影響についても議論が行われた。低所得者世帯の負担を緩和するため、軽減税率を導入している国もあるが、消費税グローバルフォーラムにおける議論においては、軽減税率は、低所得者を支援する方策として、対象者を限定した給付措置に比べると極めて非効率であるということが確認された。